

薬 生 発 0527 第 1 号
平成 28 年 5 月 27 日

各

〔	都道府県知事	〕
	保健所設置市長	
	特別区長	

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

本日、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成28年政令第232号。以下「改正政令」という。）が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記

第 1 改正要旨

1 改正の趣旨

今般、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫用のおそれが確認された物質について、新たに麻薬として指定するため、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成 2 年政令第238号）を改正した。

2 改正の内容

次の 4 物質を新たに麻薬に指定した。

- ① 2—（エチルアミノ）—2—（3—メトキシフェニル）シクロヘキサノン及びその塩類
- ② 1—シクロヘキシル—4—（1, 2—ジフェニルエチル）ピペラジン及びその塩類
- ③ N—（1—フェネチルピペリジン—4—イル）—N—フェニルアセト

アミド及びその塩類

④ 4—メチル—5—（4—メチルフェニル）—4, 5—ジヒドロオキサ
ゾール—2—アミン及びその塩類

3 施行期日

公布の日（平成28年5月27日）から起算して30日を経過した日（平成28年6月26日）から施行する。

第2 改正政令の施行に当たっての留意事項

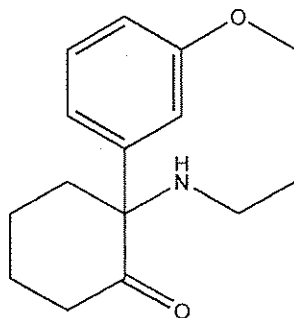
- 1 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、改正政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）による規制を受けることから、施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- 2 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、1と同様に記録、保管、届出等規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- 3 1及び2について、同法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する麻薬指定物質の期初在庫数量については、施行日現在の在庫数量を記載するよう指導されたい。
- 4 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、改正政令の施行日前までに廃棄するよう指導されたい。なお、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたい。
- 5 改正政令の施行日以降に麻薬指定物質を発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたい。

第3 物質の構造式等

- 1 化学名：2—（エチルアミノ）—2—（3—メトキシフェニル）シクロヘキサノン

通 称：Methoxetamine

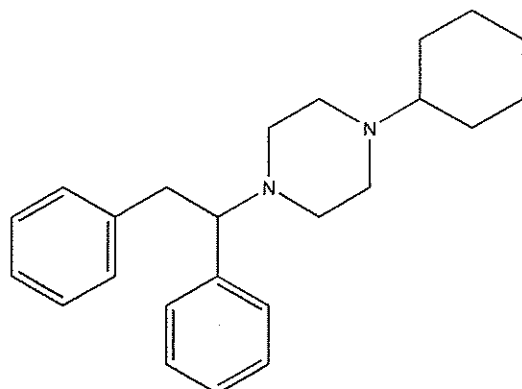
構 造：



2 化学名：1—シクロヘキシル—4—（1，2—ジフェニルエチル）ピペラジン

通 称：MT-45

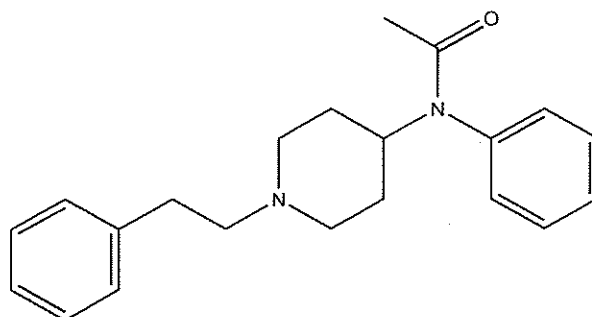
構 造：



3 化学名：N—（1—フェネチルピペリジン—4—イル）—N—フェニルアセトアミド

通 称：Acetylfentanyl

構 造：



4 化学名：4—メチル—5—（4—メチルフェニル）—4，5—ジヒドロオキサゾール—2—アミン

通 称：4,4'-DMAR

構 造：

